

学校感染症による出席停止の取り扱いについて

兵庫県立篠山産業高等学校

令和8年4月

学校における感染症の予防は、生徒の健康と学習環境の維持のために極めて重要であることから、学校保健安全法及び施行規則において、学校感染症（学校において予防すべき感染症）の種類と出席停止の基準等が定められています。学校感染症が疑われる場合の取り扱いにつきましては、以下の通りになります。

1. 出席停止の手続き

学校感染症に罹患し出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。学校感染症が疑われる場合は医療機関を受診し、登校の可否について医師の指示に従ってください。

学校感染症と診断された場合は、速やかに学校へご連絡ください。連絡していただきたい事項、提出書類は以下の通りです。なお、医療機関が記載する「治癒証明書」「罹患証明書」等の提出は必要ありません。

【学校へ連絡する事項】

- 診断名（例：インフルエンザ A、コロナ など）
- 出席停止期間
 - ・発症日
 - ・病院を受診した日にち
 - ・登校可能と医師に指示された日

【登校する日に提出する書類】

- 病院受診を証明できる書類
 - 診療報酬明細書や調剤明細書、インフルエンザやコロナの検査結果のコピーなど
 - ※名前、医療機関名、日付、処方された薬剤名が記載されているもの

2. 学校感染症の種類と出席停止期間

〈第一種学校感染症〉

考え方	対象疾病	出席停止の期間の基準
学校において流行を広げる可能性があるもの	急性灰白髄炎(ポリオ) 重症急性呼吸器症(SARS) など	治癒するまで

〈第二種学校感染症〉

考え方	対象疾病	出席停止の期間の基準
空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快して1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※第二種の感染症の出席停止期間の基準は感染症ごとに個別に定められているが、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められた時は、この限りではない。

〈第三種学校感染症〉

考え方	対象疾病	出席停止の期間の基準
学校において流行を広げる可能性があるもの	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 流行性角結膜炎 腸チフス 細菌性赤痢 急性出血性結膜炎 パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 (マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、溶連菌感染症など)	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の染症として緊急的に措置をとることができる。